

# HIS グループ 人権方針

私たち HIS グループは、「心躍る」を解き放つというパーパスを掲げ、グローバルに事業活動を行っています。

世界中の人々が「心躍る」ことができる前提には人権の尊重が重要であると考え、「HIS グループ 人権方針」を策定しました。

私たちは、全ての事業活動が直接または間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを理解し、「HIS グループ 人権方針」に則り、関わる全ての人々の尊厳を守ります。

そして、取引先の皆様の「HIS グループ 人権方針」への理解・賛同に努め、ともに人権を尊重した事業活動を行い、課題に取り組んでまいります。これに反するような事態が生じた場合には、速やかに事実確認と原因究明にあたり、適切な対応と再発防止に努め改善してまいります。

## ◆適用範囲

本方針は、HIS グループのすべての役員と従業員に適用します。また、HIS グループの事業活動に関わるすべての取引先関係者の皆様にも、本方針を理解・賛同いただくことを期待します。

## ◆国際規範や法令の遵守

私たちは、「国際人権章典」、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」及び「世界観光倫理憲章」等の国際規範を支持・尊重し、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」に沿って人権尊重の取組みを進めてまいります。

私たちは、事業活動を行うそれぞれの国や地域で適用される法令を遵守します。なお、国際的に認められた人権と各国や地域の法令が異なる、または相反する場合は、人権に関する国際規範を最大限尊重するための方法を追求します。

## ◆実践する手段

私たちはステークホルダーとの対話を行いながら本方針の浸透、事業活動への定着を進めてまいります。

## <教育>

本方針を全ての役員および従業員が理解し、企業活動全体に定着するよう、継続的な教育を行います。

#### <人権デュー・デリジェンス>

人権に対する負の影響を特定し、その防止および軽減・是正に取り組むために、人権デュー・デリジェンスの仕組みを構築し、実施します。

#### <救済と是正>

私たちは、各種相談窓口を設け広く相談に対応しています。人権への悪影響を引き起こしたり、又は助長を確認した場合には、対話や適切な手続きを通じてその救済と是正に取り組めます。

#### <情報開示>

私たちは、人権尊重の取り組みの進捗状況を、コーポレートサイトなどで開示します。

#### ◆事業活動における重要課題

私たちは、以下を事業活動における重要な課題であると認識し、取り組めます。

##### ①差別

国籍、人種、性別、宗教、信条、社会的身分、雇用形態、障害、性的指向、性自認などによる差別を認めません。また、提供するサービス・商品や広告において、差別につながる行為や表現を行いません。

##### ②ハラスメント

相手の人格や尊厳を侵害する言動による精神的または肉体的な苦痛を与えるあらゆるハラスメントを認めません。

##### ③過剰な労働と労働安全衛生

事業活動を行う国・地域において適用される労働時間に関する法令を遵守します。職場の安全・衛生に関する法令・ルールとその運用状況を確認し、快適で安全な職場環境を確保します。

##### ④プライバシーの権利

事業活動において知り得た、従業員、お客様を含むステークホルダーの私生活上の事実情報、非公知情報をみだりに公開することをしません。

また、個人情報の取扱いについては、個人情報保護法及び関連するその他の法令、国が定める指針その他の規範を遵守します。

##### ⑤消費者の安全と知る権利

お客様の健康と安全に配慮したサービス・商品の提供に努めるとともに、購買にあたって適正な判断を可能とする誠実な情報提供を行います。

#### ⑥知的財産権の尊重

事業活動において、個人や企業団体等に属する知的財産権を尊重し、侵害しません。

#### ⑦便宜供与・不健全な商慣習

事業上の便宜の確保や維持を目的とした、金銭その他の利益の供与、要求および受領を行いません。また、不健全な商慣習には毅然とした姿勢で臨みます。

#### ⑧サプライチェーン上の人権問題

サプライチェーン全体のステークホルダーへの人権侵害を認めません。私たちの人権方針をサプライヤーと共有し、その遵守状況を確認・評価します。

#### ⑨先住民族・地域住民の権利

事業活動により、先住民や地域住民のあらゆる人権を侵害することを認めません。特に祖業である旅行業、観光業において、地域住民や先住民族の生活や文化、宗教へ負の影響を直接的または間接的に及ぼす可能性を認識しています。

#### ⑩環境・気候変動に関する人権問題

事業活動において、大気・土壌の汚染や水質の汚濁などの環境破壊や、地域住民の良い環境を享受し健康で快適な環境の保全を求める権利を侵害することをしません。また、環境破壊や地球温暖化を加速させることが明らかな事業等に対し資金の提供を行うことを通じて、人権の侵害への助長に繋がることをしません。

#### ⑪強制労働と児童労働

サプライチェーンを含む事業において、強制労働や児童労働を行いません。また、奴隷労働や人身売買を認めません。

本方針は、2024年12月13日開催の取締役会によって承認されています。

制定：2024年12月13日

改定：2026年01月28日

株式会社エイチ・アイ・エス  
代表取締役社長  
澤田 秀太